令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、山辺町における空き家を有効活用し、移住・定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家の既存住宅状況調査に要する経費に対し、予算の範囲内において令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成３年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　山辺町空き家バンク　山辺町空き家バンク制度要綱（平成22年告示第77号。以下「制度要綱」という。）に基づき運営する制度をいう

(２)　空き家　山辺町空き家バンクに登録された家屋のことをいう

(３)　所有者　制度要綱第２条第４号の規定による者をいう

(４)　既存住宅状況調査技術者　経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として、国土交通省の定める講習を修了した建築士（宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第15条の８第１項に規定する者）をいう

(５)　既存住宅状況調査　既存住宅状況調査技術者が、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査であり、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号。以下「基準」という。）に沿って行う調査をいう

(６)　建築士事務所　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する山形県知事の登録を受けた建築士事務所をいう

（補助対象の空き家）

第３条　空き家とし、店舗兼用住宅等においては、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の概ね２分の１以上のものとする。ただし、共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものは除く。

（補助金の交付対象者等）

第４条　補助金交付の対象者は、次の各号に規定するいずれかに該当する者とする。ただし、制度要綱第４条第２項に該当する者は除く。

(１)　空き家の所有者であり、当該空き家の売買又は賃貸借契約を締結した者であること

(２)　空き家の所有者と当該空き家の売買又は賃貸借契約を締結した者であること

（補助対象の調査）

第５条　補助金の交付の対象となる調査（以下「補助対象調査」という。）は、原則、建築士事務所に所属する既存住宅状況調査技術者が基準に沿って行う既存住宅状況調査とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の交付の額は、補助対象調査に要した経費（消費税相当額を含む。）に２分の１を乗じて得た額と50,000円のうちいずれか低い方の額とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第７条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）（以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和７年３月21日までに、町長に提出するものとする。

(１)　既存住宅状況調査報告書の写し

(２)　既存住宅状況調査技術者講習を修了したことがわかる書類

(３)　売買又は賃貸借契約書の写し

(４)　登記事項証明書の写し（売買契約の場合のみ）

(５)　既存住宅状況調査技術者又は仲介した宅地建物取引業者に対し検査等費用を支払ったことが確認できる、以下のいずれかの書類

ア　領収証の写し

イ　請求書及び銀行振込控えの写し

(６)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第８条　町長は、前条により交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の交付決定及び額の確定の通知（様式第２号）を併せて行うものとする。

２　補助金額の算定において千円未満の端数が生じたときはこれを切捨てること。

（補助金交付の請求及び交付）

第９条　補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定による通知を受けた後、令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金請求書（様式第３号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、補助金の交付を受けようとする者から、前項の規定に基づく請求があった場合は、その内容について審査の上、適当と認められるときはその請求を受理し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第10条　町長は、当該事業における補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、期限を定め、補助金の交付を受けた者にその全部又は一部の返還を命じることができる。

(１)　第３条及び第４条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(２)　補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和６年　月　日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和７年３月31日限りその効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、この告示の失効後も第10条の規定は、なおその効力を有するものとする。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

　　山辺町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　氏　名

令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金交付申請書兼実績報告書

このことについて、令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金の交付を受けたいので、令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金第７条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額（補助額）の算出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 1. 補助対象額 | ②＝①×１／２  （上限５万円） | **③交付申請額（補助額）**  （②の千円未満を切り捨てた額） |
| 補助対象調査に要した経費  （消費税相当額を含む） | 円 | 円 | 【交付申請額】  円 |

２　補助対象住宅

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の所在地 | 〒 |

３　調査実績（「調査の結果の概要（重要事項説明用）」を基に記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査日 | 調査技術者氏名 | 既存住宅状況調査技術者の修了証明書番号 |
| 年　　月　　日 |  |  |

　（関係書類）

　　１　既存住宅状況調査報告書の写し

２　既存住宅状況調査技術者講習を修了したことがわかる書類

３　売買又は賃貸借契約書の写し

４　登記事項証明書の写し（売買契約の場合のみ）

５　領収証又は請求書及び銀行振込控えの写し

６　その他町長が必要と認める書類

事務局確認欄

|  |  |
| --- | --- |
| 町税等の滞納 | 有・無 |

様式第２号（第８条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

山辺町長

　　令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金交付決定通知書兼補助金額の確定通知書

　　　　　年　　月　　日付け第　　号で実績報告のあった令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金については、令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定及び額の確定をしたので通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 補助金の交付決定及び確定額 | 円 |
| 2 | 備　　考 |  |

様式第３号(第９条関係)

　　　　　　年　　月　　日

　　山辺町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け第　　号で補助金の交付決定及び額の確定のあった令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金について、令和６年度山辺町既存住宅状況調査費補助金交付要綱第９条の規定により下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 円 |
| 本（支）店名 |  |
| 口座種別（○で囲む） |  |
| 口座番号 |  |
|  |  |